

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

我が国の総人口は、減少している一方、65歳以上の高齢者人口は3,589万人（令和元(2019)年10月1日現在）となり、総人口に占める高齢者の割合は28.4%に達し、世界に類を見ないスピードで高齢化が進展しています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することも予測されています。それに伴い、現役世代の減少が顕著となり、介護を支える人的基盤の確保はますます重要になります。

また、近年は自然災害や新型コロナウイルス感染症に関する対策の強化が必要になっています。災害や感染症が発生した場合も、介護を要する人に必要なサービスを継続的に提供できる体制を整備することが重要です。

本市では、平成27(2015)年3月、「糸島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）を策定し、「いとしま地域包括ケアシステム」の構築を進めました。平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする第7期計画においては、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の機能強化や介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を図りました。今後、高齢化がさらに進展していく中で、この取組をさらに推進していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、第7期計画までの取組を継承し、令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定します。

※団塊の世代：昭和22(1947)年から昭和24(1949)年にかけて生まれた世代

団塊ジュニア世代：昭和46(1971)年から昭和49(1974)年にかけて生まれた世代

## 2. 計画の位置付け・計画期間

### (1) 法的位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づき、本市で確保すべき高齢者福祉事業量の目標、必要量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し、必要な事項を策定します。

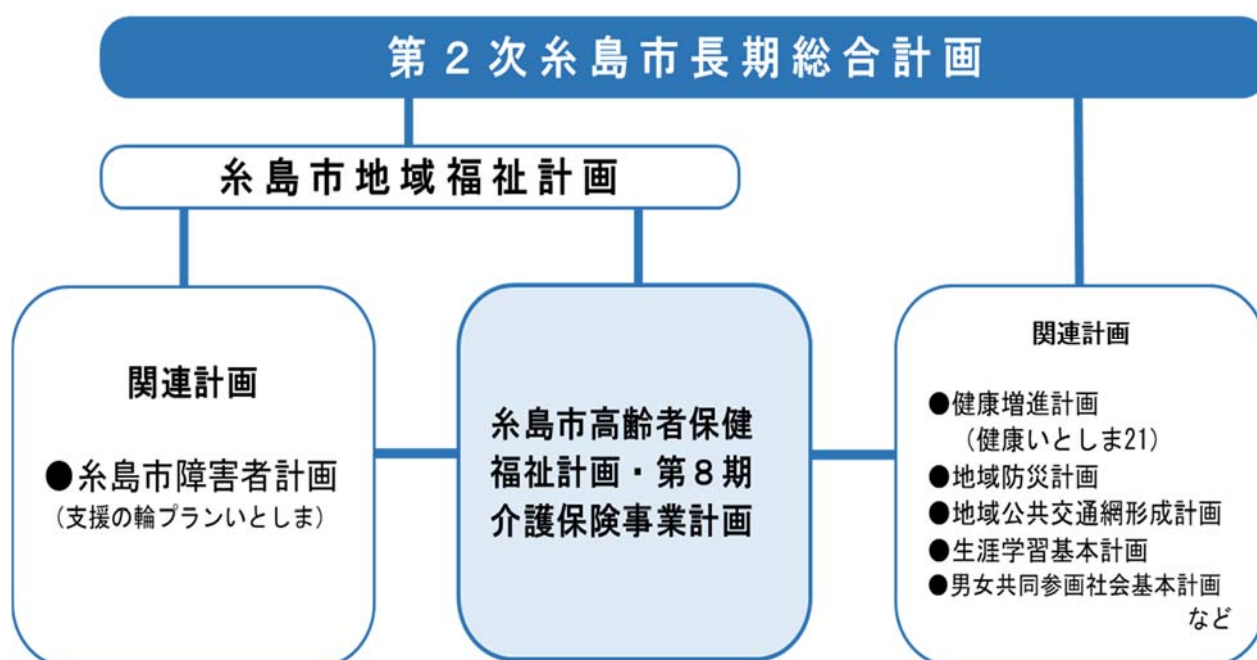
また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられている計画であり、本市の介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施していくために、必要なサービスの内容や必要量の把握、サービス提供体制への整備等を策定します。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、各根拠法令の規定により、一体のものとして策定されなければならないとされています。

### (2) 関連計画との関係

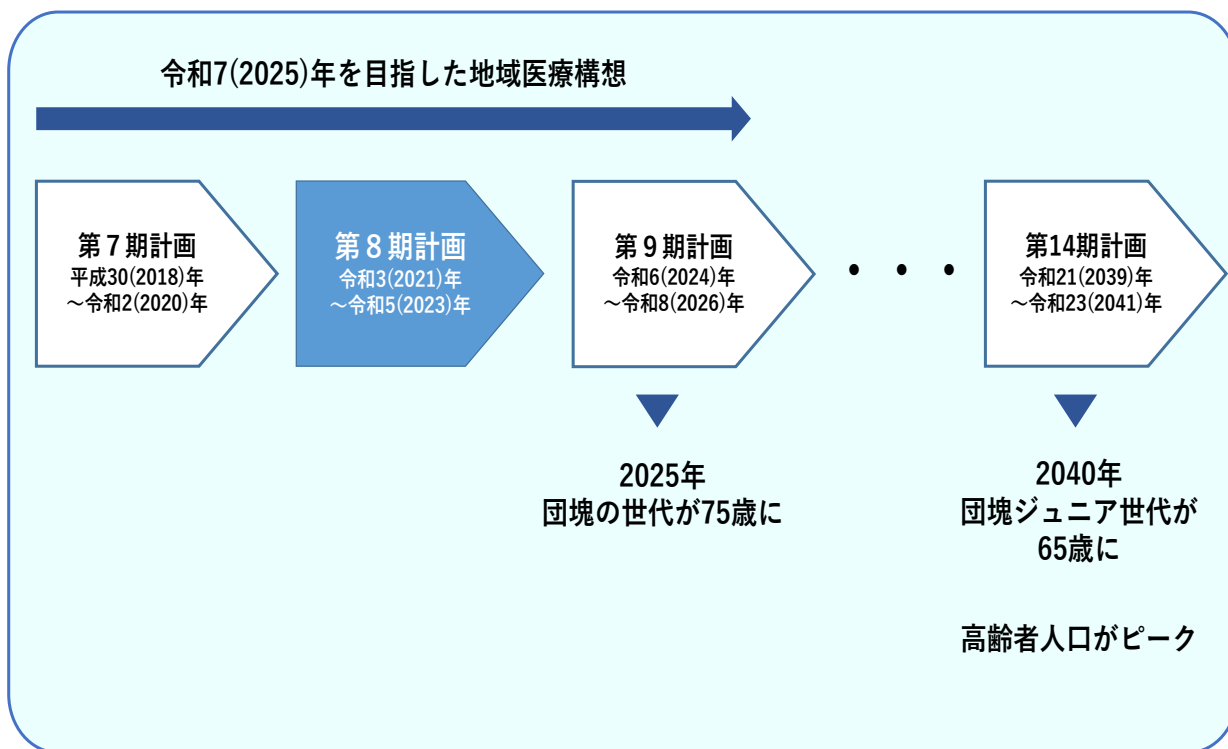
高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護・保健・医療・福祉分野の連携が必要です。本計画は、「第2次糸島市長期総合計画」（以下「長期総合計画」という。）を基に、本市が掲げる「人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま」を目標とし、他計画との整合を図りながら取組を進めていきます。

#### ■計画の位置付け



### (3) 計画の期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間です。令和7(2025)年を見据え、第6期計画から開始した地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、福岡県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)を踏まえた計画を策定します。



### (4) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組)から構成されています。

長期総合計画においても施策の展開にSDGsの目標を設置しています。本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、SDGsの目標から、3「すべての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の3つを挙げ、本計画を推進していきます。



### 3. 計画策定方法と体制

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施

本計画の策定にあたり、市内に在住する65歳以上の高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスに対するニーズを把握するため実施しました。

##### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	令和元(2019)年8月31日現在市内に居住する65歳以上の高齢者より無作為抽出した4,996人(要介護認定者を除く)
調査地域	市内全域(日常生活圏域5圏域)
調査方法	配布：郵送 回収：郵送または各公民館、健康福祉センター、介護予防センターへの持ち込み
調査期間	令和元(2019)年10月15日～令和元(2019)年11月15日
回収結果	配布数：4,996人 有効回収数：2,845人 有効回収率：56.9%

##### ② 在宅介護実態調査

調査対象者	要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った居宅にお住まいの方(施設・居住系、入院を除く)255人
調査地域	市内全域
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和元(2019)年12月～令和2(2020)年4月

#### (2) 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会

本計画は、学識経験者や介護・保健・医療・福祉関係者等で構成された「糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会」を設置し、協議結果を踏まえて策定しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

計画素案に対し、市民から幅広い意見を募集し、計画に反映させるために、令和2年12月にパブリックコメントを実施しました。